

# 国保医療年金課と 市民課からのお知らせ

## 「国民健康保険 被保険者証」を郵送

国民健康保険に加入している69歳までのかたには、8月1日(火)から使用する被保険者証を7月下旬に郵送します。

## 「国民健康保険被保険者証 兼高齢受給者証」を郵送

国民健康保険に加入している70歳以上74歳までのかたには、8月1日(火)から使用する被保険者証と高齢受給者証が一体化した被保険者証兼高齢受給者証を7月下旬に郵送します。

## 「後期高齢者医療 被保険者証」を郵送

後期高齢者医療制度に加入しているかたには、8月1日(火)から使用する被保険者証を7月下旬に郵送します。

※国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証、後期高齢者医療被保険者証については、

令和4年中の所得状況などにより、8月1日(火)から医療機関窓口での自己負担割合が変更となる場合があります。

国民健康保険年金課

(☎017-734-5493)

浪岡振興部健康福祉課

(☎0172-62-1153)

## 後期高齢者医療被保険者の 振込口座の変更届出

後期高齢者医療被保険者のかたで、高額療養費などの給付申請の際に届出した振込口座に変更(解約など)があったときは、届出が必要となります。

申請に必要なもの▼後期高齢者医療被保険者証・対象者の口座情報が確認できるもの

国民健康保険年金課

(☎017-734-5343)

浪岡振興部健康福祉課

(☎0172-62-1153)

## 国民健康保険の「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新

有効期限	7月31日(月)まで 8月以降も認定証が必要な場合は、 <b>更新の手続きが必要</b> です。
認定証の交付を受けていないかた	70歳未満のかた・70歳以上のかたのうち要件を満たすかたで、認定証の交付が必要な場合は申請してください。 ※要件など、詳しくは、お問合せください。
申請に必要なもの	国民健康保険被保険者証・世帯主及び認定対象者のマイナンバーが確認できるもの

## マイナンバーカードの 保険証利用

マイナンバーカードを保険証として利用されているかたは、医療機関や薬局窓口での「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」「後期高齢者医療限度額適用認定証」の提示が不要に

## 「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」 「後期高齢者医療限度額適用認定証」の更新

認定証の交付を受けているかた	引き続き認定されるかたには、新しい認定証を郵送します。 <b>更新の手続きは不要</b> です。
認定証の交付を受けていないかた	75歳未満のかた・75歳以上のかたのうち要件を満たすかたで、認定証の交付が必要な場合は申請してください。 ※要件など、詳しくは、お問合せください。
申請に必要なもの	後期高齢者医療被保険者証・認定対象者のマイナンバーが確認できるもの

## マイナンバーカードの 受取などはお早めに

マイナポイントの申込期限は9月末となっています。令和5年2月末までにマイナンバーカードを申請し、交付通知書(ハガキ)が届いているかたは、お早めにマイナンバーカードを受取、マイナポイントの申込みをしてください。

なお、マイナポイントの申込期限(9月末)間際には交付窓口の混雑が予想されますので、お早めのカード受け取りをお願いします。

※カードの受取は、原則ご本人の来庁が必要です。

※青森市マイナンバーカード交付予約センター(☎017-734-5316)または専用予約受付サイトから予約してください。

浪岡地区…市民課

(☎017-718-0440)

浪岡地区…浪岡振興部市民課

(☎0172-62-1128)



## 令和5年度国民健康保険税のお知らせ

令和5年度の国民健康保険税率は、これまでと変わりありませんが、左表のとおり後期高齢者支援金分については賦課限度額が引き上げられます。

また、低所得者に対する被保険者均等割額と世帯別平等割額の軽減判定基準が改定され、5割軽減及び2割軽減の対象世帯が拡充されます。

区分	令和4年度	令和5年度
基礎分	65万円	65万円
後期高齢者支援金分	20万円	22万円
介護分	17万円	17万円

さらに基礎分、後期高齢者支援金分及び介護分（40〜64歳のかたのみ）の3つの賦課区分のうち、介護分が県の方針に基づき2方式（所得割+

被保険者均等割）から3方式（所得割+被保険者均等割+世帯別平等割）となります。1世帯における介護分の課税対象人数が1人の場合は、税負担がこれまでと同様となり、2人以上の場合は、軽減が図られます。

区分		令和4年度 (2方式)	令和5年度 (3方式)
介護分	所得割	2.74%	2.74%
	被保険者均等割 (1人あたり)	13,800円	9,260円
	世帯別平等割 (1世帯あたり)	—	4,540円

詳しくは、令和5年度国民健康保険税納税通知書と同封の、「国民税のあらまし」をご覧ください。

問 国保医療年金課

(☎017-734-5340)

浪岡振興部健康福祉課

(☎0172-62-1153)

## パンフレット「いきいき健康づくりのために」の活用

青森県後期高齢者医療広域連合では、被保険者の皆様の日頃の健康管理にご活用いただくため、パンフレット「いきいき健康づくりのために」を作成し、被保険者証の送付時に同封しています。どうぞお役立てください。

問 青森県後期高齢者医療広域連合 (☎017-721-3821)

## 国民年金の電子申請

マイナンバーカードをお持ちのかたは、マイナポータルから国民年金手続の電子申請ができます。スマートフォンから申請でき、申請結果も確認できます。

◆対象手続：①国民年金第1号被保険者加入の届出 ②国民年金保険料免除・納付猶予の申請 ③国民年金保険料学生納付特例の申請  
※詳しくは、日本年金機構のホームページをご確認ください。

問 青森年金事務所  
(☎017-734-7495)  
※音声案内2番を押して、再度2番を押してください。

## 納期限のお知らせ

今月分として納めていただく市税などの納期限は次とおりです。忘れずに納めましょう。

※口座振替の場合は納期限が引き落とし日になります。

【7月31日(月)納期限】

- ① 固定資産税 第2期分
- ② 国民健康保険税(普通徴収分)第1期分
- ③ 後期高齢者医療保険料(普通徴収分)第1期分
- ④ 介護保険料(普通徴収分)第1期分
- ⑤ 児童保育負担金(保育料)第4期(7月)分
- ⑥ 市営住宅使用料7月分
- ⑦ 市営住宅駐車場使用料7月分
- ⑧ 下水道事業受益者負担金・分担金7月納期分
- ⑨ 放課後児童会負担金7月分
- ⑩ 市・県民税(給与特別徴収)

分7月分

問 ①〜④・⑩納税支援課

(☎017-734-5209)

⑤子育て支援課

(☎017-734-5330)

⑥・⑦住宅まちづくり課

(☎017-734-5572)

⑧水道部営業課

(☎017-734-4281)

⑨子育て支援課

(☎017-734-5348)

## 自動車税種別割の納付確認の電子化

登録自動車については、車検の際、国の継続検査窓口(運輸支局)での自動車税種別割の納税証明書の提示を省略できます。詳しくは、県庁ホームページをご覧ください。ただし、自動車税種別割を納付後、すぐに継続検査を受検されるかたは、納税証明書の提示を求められる場合がありますので、ご注意ください。

問 青森地域県民局県税部

(☎017-734-9970)